

香川県食農アドバイザー制度の概要

1. 目的

県内の学校、消費者グループ、企業等が主催する講演会や研修会等（以下「講演会等」という。）の講師に、県内の各分野から食料及び農業に関する専門家を「食農アドバイザー」として紹介することにより、本県農業や県産農産物に対する理解促進を図ることを目的とする。

2. 食農アドバイザーの登録基準等

1 登録基準

香川県内に在住し、本県農業や県産農産物の普及啓発活動をするのに十分な能力を有している者を「食農アドバイザー」として登録する。

2 活動

- ① かがわ農産物流通消費推進協議会（以下「協議会」という。）の紹介により、県内の学校や団体等が開催する食料や農業に関する講演会等に講師として出席する。
- ② 協議会に対して食農アドバイザー制度等について助言を行う。

3. 「食農アドバイザー」の登録手続き

- (1) かがわ農産物流通消費推進協議会（以下「協議会」という。）は、食農アドバイザーとして協力いただける方（自薦、他薦を問わない。）から、必要事項を記入した「香川県食農アドバイザー登録申請（推薦）書」の提出を受ける。
- (2) 内容を審査し、本県農業や県産農産物の普及啓発活動に十分な能力を有する者であると認められる場合に、「食農アドバイザー」として登録する。
- (3) 上記(2)の結果を申請者に通知する。
- (4) 食農アドバイザーがその職務を遂行できなくなったり、その職務にふさわしくない行為があった場合は、アドバイザーとしての登録を取り消す。

4. 派遣対象等

- (1) 対象となる主催者
香川県内の学校、PTA、消費者グループ、自治会、企業、各種団体など。
- (2) 講演会等の内容
食料や農業に関し、本県農業や県産農産物に対する理解促進につながる内容であること。
- (3) 受講者数
原則として30名以上とする。

5. 「食農アドバイザー」紹介の申込み

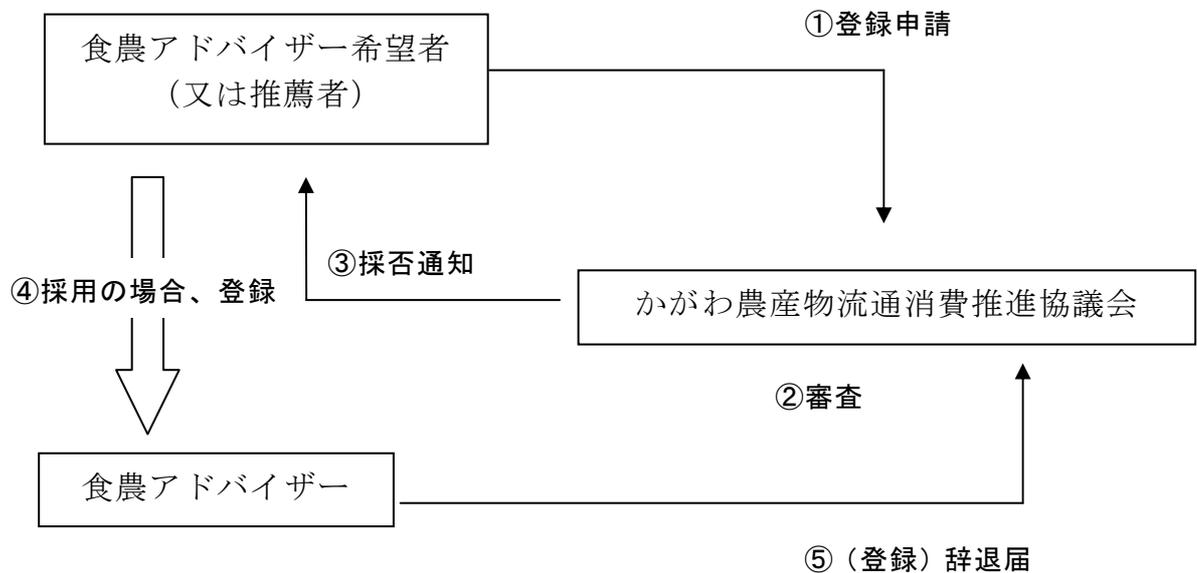
- (1) 食農アドバイザー紹介の申込み
主催者は、「香川県食農アドバイザー紹介申込書」に必要事項を記入して、原則として講演会等の開催日の2カ月前までに、協議会に提出する。
- (2) 食農アドバイザー紹介の決定通知
協議会は、提出された申請書を審査して食農アドバイザー紹介の適否を決定し、その結果を通知する。
- (3) 支払い及び結果の報告
講演会等が終了後、主催者はアドバイザーに謝金及び旅費（合わせて1万円）を支払うとともに、協議会に当該講演を終了した旨の報告を行う。

6. その他

- (1) 食農アドバイザーの登録及び派遣申請並びに実施報告の手続きは、郵送又は直接申請に加え、インターネットによるメールも受け付けるようにする。

香川県食農アドバイザー制度の仕組み

【 登録手続きの流れ 】



【 紹介手続きの流れ 】

